

## EU 拡大の現段階

2010 年「拡大戦略」および「進捗報告」を中心として

筑波大学 東野篤子

### 1. 拡大プロセスの現状

- ・ 欧州委員会による分類：「加盟候補国」と「潜在的な加盟候補国」
- ・ ( 補足が必要? )
- ・ すでに交渉を開始している「加盟候補国」( クロアチア、トルコ、アイスランド )
- ・ 加盟候補国認定を受けたが交渉は開始できていない「加盟候補国」( マケドニア )
- ・ 加盟申請は行っているが、加盟候補国認定を受けていない「潜在的な加盟候補国」( セルビア、アルバニア、モンテネグロ )
- ・ 加盟申請を行っていない「潜在的な加盟候補国」( ボスニア = ヘルツェゴビナ、コソボ )

### 2. EU 拡大プロセスをめぐる 3 つの全般的特徴

- ・ EU 側の拡大の機運が大きく欠如 ( 「拡大疲れ ( enlargement fatigue ) 」 ): 「 今後は、( 2004 年および 2007 年の第 5 次拡大と ) 類似の大規模な拡大は、予見しうる将来には起こらない」( 2007 年 欧州委員会 『 拡大を総括する 』 )
- ・ 西バルカン諸国とトルコに対する EU の支援との間に顕著な差
- ・ 二国間問題によるプロセスの停滞  
( トルコ vs キプロス、ギリシャ vs マケドニア、スロベニア vs クロアチア )

### 3. 2009 年末までの突出した問題

- ・ 二国間問題
- ・ セルビア問題 ( SAA 発効、コソボ、EU 加盟 )
- ・ ボスニア = ヘルツェゴビナの OHR 閉鎖問題

#### 4. 「2010 年戦略」

- ・ 欧州委員会、2010 年 11 月 9 日に「拡大戦略と主な挑戦 2010-2011」(以下「2010 年戦略」と記載)および各国向け「進捗報告」を発表。

##### 2010 年戦略の最重要ポイント

- ・ アイルランドに対する初めての「進捗報告」(2010 年 2 月に「意見」、7 月に加盟交渉開始)
- ・ 理事会によるセルビアの加盟申請「受理」(2010 年 10 月 25)を歓迎
- ・ アルバニアとモンテネグロに関する「意見」: 加盟候補国認定を勧告
- ・ マケドニア、引き続き加盟交渉開始勧告
- ・ クロアチア、「交渉が最終段階に」(2008 年の「戦略」から 3 度目・・・)

- ・ 「リスボン条約の発効により、意思決定における制度的障害が取り除かれ、影響力のあるグローバルプレーヤーであり続けるという EU の野心〔の実現〕をより容易にする」
- ・ 拡大対象領域における諸問題に効果的に対処するため、「すべての CSFP と共同体の手段を完全に使いこなす」
- ・ EU 拡大政策における二方向の「信頼性 (credibility)」の強調。
- ・ グッド・ガバナンス、法の支配、表現の自由が全般的課題
- ・ 西バルカン諸国: ICTY への「完全な協力」が「重要条件 (key condition)」
- ・ 二国間問題を防ぐための「建設的外交が必要」

#### 5. 各国別「進捗報告」のポイント

##### (1) トルコ

- ・ 「我々は、トルコの加盟プロセスがそのモメンタムを失いつつあることを懸念している。この状況を変化させるカギは、基本的にトルコが握っている」(フューレ欧州委員)
- ・ 2006 年以降の措置継続を勧告
- ・ (ただしギリシャとの関係改善に関しては評価)
- ・ 2010 年 9 月の憲法改正案承認は評価。
- ・ ジャーナリストに対する弾圧やインターネットの制限、司法・警察当局による暴力手段、女性の権利侵害、少数民族の文化等の保護に問題

##### (2) クロアチア

- ・ 35 に上る交渉項目のうち 25 項目が完了、交渉は「最終段階に入った」
- ・ 「マラソンの最後の 100 メートルが一番きつい」(フューレ欧州委員)
- ・ (汚職対策をはじめとした)司法および基本的権利などの分野での改革が不十分。委員会はこの領域に関する進捗レポートを 2011 年第一四半期にまとめる。

( 3 ) アイスランド

- ・ スクリーニング・プロセスの開始待ち。
- ・ EU 加盟についてのアイスランド市民への周知のための「実質的努力」が求められる
- ・ 政治、経済、EU 法への接近、すべて問題なし
- ・ 漁業、農業、地域開発、捕鯨含む環境、地域政策、食料の安全、家畜・植物衛生政策などにおいて、構造的変化が必要
- ・ 資本の自由移動、財政緊縮と拡大プロセスの両立
- ・ すでに EEA およびシェンゲンのメンバーであることや、国内法の多くがすでに EU 法に適合していることなどを強調

( 4 ) マケドニア

- ・ 政治基準遵守。2009 年に引き続き、交渉開始を勧告
- ・ 国名問題の解決が第一
- ・ 機能する市場経済に向け一定の進展
- ・ EU の競争的圧力と市場の力に対処する能力に対処するためには、法制度の改革と強化、改革計画の着実な実施が鍵

( 5 ) モンテネグロ

- ・ ( 2007 年に署名した SAA、2010 年 5 月にようやく発効 )
- ・ 政治基準の充足に向かって「進歩」。
- ・ 加盟候補国認定、条件が整い次第加盟交渉開始を勧告
- ・ とくに法の支配を保證する制度的安定が重要。
- ・ 汚職・組織犯罪対策に遅れ。
- ・ 機能する市場経済の確立に向けて「重要なステップ」、経済改革の実施に向けて良好な結果。「非常にオープンな経済」と評価。

( 6 ) アルバニア

- ・ EU 基準に沿った憲法上・法律上の枠組みを確立。2009 年 6 月の議会選挙は ( 下記のような問題はあったものの、プロセスとしては ) 評価。
- ・ 法の支配と腐敗対策で進歩。
- ・ 政治基準充足へ向けた進歩を遂げたと評価。条件が整い次第、加盟交渉開始を勧告
- ・ とくに民主主義と法の支配を保證する制度的安定が重要
- ・ 2009 年議会選挙以降の政治的停滞を懸念。
- ・ 腐敗および組織犯罪への対策強化が必要。
- ・ 西バルカン地域の安定と、西バルカン・EU 関係の構築に「建設的役割」。

- ・ 「機能する市場経済」「経済改革の実施」は、両方とも一定程度評価。

(モンテネグロとアルバニアに関しては、2011 年拡大パッケージは加盟交渉開始が可能かどうかは焦点)

#### (7) セルビア

- ・ 「SAA の要求充足も間近」, 「ICTY への協力を継続」
- ・ 地域的貿易と協力へのコソボの参加に向け、より建設的な立場を示すことを要求。
- ・ 経済情勢全般には比較的好意的な評価。ただし労働市場の改善をはじめとした構造改革が遅れている。
- ・ (11 月末、欧州委員会からの質問状)

#### (8) ボスニア = ヘルツェゴビナ

- ・ 「同国のヨーロッパ統合アジェンダにおいて、ほとんど進歩が見られなかったことを非常に懸念している」(フューレ欧州委員)
- ・ 同国の将来的な方向性に関して「政治指導者らの共通のビジョン」が欠如
- ・ 政治基準に関しては、「ほとんど進歩がない」(が、2010 年 10 月の総選挙の実施状況、法の支配、オンブズマン制度、ロマ対策などについては一定の評価)
- ・ 地域和解の推進には一定の進歩(帰還者の支援および近隣諸国との司法協力)、ICTY との協力は「満足のいくレベル」
- ・ 長年の懸念である上級代表事務所 (Office of the High Representative: OHR) の閉鎖問題が「ほとんど進展せず」。
- ・ 総選挙前の対立的・国家主義的な雰囲気を懸念。
- ・ 同国憲法の欧州人権条約への接近、同国国内法の EU 法への接近が必要。
- ・ 機能する市場に向けての進歩、ほとんどなし。連邦レベルでの財政状況に重大な問題。

#### (9) コソボ

- ・ (SAA 対話を 2010 年 1 月に開始)
- ・ 政治基準充足に向け進歩。とくに、地方分権化、地方選挙、EULEX との協力改善。行政や司法の能力に問題。
- ・ 機能する市場経済の実現に向けた進歩はほとんど見られず。
- ・ 2010 年中の経済成長は評価。
- ・ 地域協力への参加、帰還者再統合に関する行動計画の完全実施に向けた努力必要
- ・ 欧州委員会との間でビザ自由化対話を間もなく開始、その他の EU が実施する諸プログラムにも参加をコミット